



平成 27 年 10 月 23 日

各 位

会社名 株式会社コジマ
代表者名 代表取締役会長兼社長 木村 一義
(コード番号 7513 東証第一部)
問合せ先 取締役執行役員経営企画本部長
荒川 忠士
TEL 03-6907-3114

監査等委員会設置会社への移行及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 10 月 23 日開催の取締役会において、平成 27 年 11 月 25 日に開催予定の第 53 期定時株主総会での承認を条件として、「監査等委員会設置会社への移行」及び「定款の一部変更」を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本件に伴う役員人事につきましては、本日付の「監査等委員会設置会社への移行後の役員人事に関するお知らせ」において別途開示しております。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行について

(1) 移行の理由

構成員の過半数を社外取締役とする監査等委員会の設置により、監査等委員である取締役に取締役会における議決権を付与することで、職務執行に対する監査・監督機能とコーポレート・ガバナンス体制の一層の強化を図るとともに、より透明性の高い経営と迅速な意思決定を実現することを目的としております。

(2) 移行の時期

平成 27 年 11 月 25 日開催予定の第 53 期定時株主総会において、移行に必要な定款の一部変更についてご承認をいただき、同定時株主総会の終結の時をもって監査等委員会設置会社へ移行する予定です。

2. 定款の一部変更について

(1) 定款変更の目的

- ① 監査等委員会設置会社への移行ならびに監査役及び監査役会に関する規定の変更・削除。
- ② 取締役会の決議をもって、重要な業務執行の決定の全部または一部の決定を取締役に委任することができる規定の新設。
- ③ 取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、賠償責任を限定する契約を締結することができる規定の新設。

(2) 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日 (予定)

平成27年11月25日

定款変更の効力発生日 (予定)

平成27年11月25日

以 上

【別紙】変更内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条～第3条 (条文省略)	第1条～第3条 (現行どおり)
<p>【機関】</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 取締役会 2. <u>監査役</u> 3. <u>監査役会</u> 4. <u>会計監査人</u> 	<p>【機関】</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 取締役会 2. <u>監査等委員会</u> 3. 会計監査人
第5条 (条文省略)	第5条 (現行どおり)
第2章 株 式	第2章 株 式
第6条～第11条 (条文省略)	第6条～第11条 (現行どおり)
第3章 株主総会	第3章 株主総会
第12条～第18条 (条文省略)	第12条～第18条 (現行どおり)
第4章 取締役および取締役会	第4章 取締役および取締役会
<p>【員数】</p> <p>第19条 当社の取締役は、15名以内とする。</p>	<p>【員数】</p> <p>第19条 当社の<u>監査等委員である取締役以外の</u>取締役は、15名以内とし、<u>監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p>
<p>【選任方法】</p> <p>第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p>	<p>【選任方法】</p> <p>第20条 <u>監査等委員である取締役以外の</u>取締役および<u>監査等委員である</u>取締役は、<u>それぞれ区別して</u>株主総会の決議によって選任する。</p>
<p>② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>③ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p>	<p>② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>③ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>【任期】 第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>第22条 (条文省略)</p> <p>【取締役会の招集通知】 第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>【任期】 第21条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>③ <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第22条 (現行どおり)</p> <p>【取締役会の招集通知】 第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>【重要な業務執行の委任】 第24条 <u>当社は、会社法第399条の13第6項の定めるところに従い、取締役会の決議をもって、同条第5項各号に定める事項以外の重要な業務執行の決定の全部または一部の決定を取締役に委任することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>【取締役会の決議方法等】 第24条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>② 当社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。 <u>ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p>【取締役会の議事録】 第25条 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役および監査役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</p> <p>② 前条第2項の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成する。</p> <p>第26条～第27条（条文省略）</p> <p>【報酬等】 第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>【社外取締役との責任限定契約】 第29条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>【取締役会の決議方法等】 第25条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>② 当社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>【取締役会の議事録】 第26条 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</p> <p>② 前条第2項の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成する。</p> <p>第27条～第28条（現行どおり）</p> <p>【報酬等】 第29条 <u>監査等委員である取締役以外の取締役および監査等委員である取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、それぞれ区別して株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>【取締役との責任限定契約】 第30条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（<u>業務執行取締役等であるものを除く。</u>）との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
第5章 <u>監査役および監査役会</u>	(削 除)
【員数】	(削 除)
第30条 <u>当社の監査役は4名以内とする。</u>	
【選任方法】	
第31条 <u>監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u>	(削 除)
② <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することが</u>	(削 除)
<u>できる株主の議決権の3分の1以上を有する</u>	
<u>株主が出席し、その議決権の過半数をもって行</u>	
<u>う。</u>	
【任期】	
第32条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事</u>	(削 除)
<u>業年度のうち最終のものに関する定時株主総</u>	
<u>会の終結の時までとする。</u>	
② <u>補欠として選任された監査役の任期は、退任し</u>	(削 除)
<u>た監査役の任期の満了する時までとする。</u>	
【常勤の監査役】	
第33条 <u>監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選</u>	(削 除)
<u>定する。</u>	
【監査役会の招集通知】	(削 除)
第34条 <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各</u>	(削 除)
<u>監査役に対して発する。ただし、緊急の必要が</u>	
<u>あるときは、この期間を短縮することができる。</u>	
② <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続を</u>	(削 除)
<u>経ないで監査役会を開催することができる。</u>	
【監査役会の決議方法】	
第35条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場</u>	(削 除)
<u>合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u>	

現 行 定 款	変 更 案
<p>【監査役会の議事録】 <u>第36条 監査役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した監査役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</u></p> <p>【監査役会規則】 <u>第37条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p> <p>【報酬等】 <u>第38条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>【社外監査役との責任限定契約】 <u>第39条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	<p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>第5章 監査等委員会</p> <p>【監査等委員会の招集通知】 <u>第31条 監査等委員会は、各監査等委員が招集する。</u></p> <p>② <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>③ <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p>【監査等委員会の決議方法】 <u>第32条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<u>【監査等委員会の議事録】</u> <u>第 33 条 監査等委員会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した監査等委員は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</u>
(新 設)	<u>【常勤の監査等委員】</u> <u>第 34 条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u>
(新 設)	<u>【監査等委員会規則】</u> <u>第 35 条 監査等委員会に関する事項については、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u>
第6章 計 算	第6章 計 算
第 40 条～第 42 条 (条文省略)	第 36 条～第 38 条 (現行どおり)